

令和3年度第5回教育委員会会議日程

開催期日 令和3年6月24日(木)

開催時間 15時30分

開催場所 芽室町役場第7会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第8号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第9号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)

日程第6 報告第10号 区域外就学認定の件(非公開)

日程第7 議案第14号 芽室町不登校支援システム構築協議会設置規則制定の件

日程第8 議案第15号 芽室町不登校支援システム構築協議会委員委嘱の件

日程第9 議案第16号 教育財産の所管換の件

閉 会

日程第4

報告第8号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和3年6月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和3年度就学援助認定総括表(令和3年6月認定者)

| | |
|-------------|------|
| 申請世帯 | 4 世帯 |
| 認定保留世帯 | 世帯 |
| 認定世帯 | 4 世帯 |
| 要保護世帯 | 世帯 |
| 準要保護世帯 | 4 世帯 |
| 経済的困窮世帯 | 3 世帯 |
| 児童扶養手当受給世帯 | 1 世帯 |
| 生活保護廃止世帯 | 世帯 |
| 町民税非課税・減免世帯 | 世帯 |
| 国民年金保険料免除世帯 | 世帯 |
| 生活福祉資金貸付世帯 | 世帯 |
| 不認定世帯 | 世帯 |
| 認定廃止世帯 | 世帯 |

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

| 学校名\学年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|---|
| 芽室小学校 | | | | | 1 | | 1 |
| 上美生小学校 | | | | | | | 0 |
| 芽室西小学校 | | | | | 1 | | 1 |
| 芽室南小学校 | | | | | | | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |

(中学校)

| 学校名\学年 | 1年 | 2年 | 3年 | 計 |
|--------|----|----|----|---|
| 芽室中学校 | 2 | | 1 | 3 |
| 上美生中学校 | | | | 0 |
| 芽室西中学校 | | | 1 | 1 |
| 合計 | 2 | 0 | 2 | 4 |

合計 6

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

| 学校名\学年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|---|
| 芽室小学校 | | | | | | | 0 |
| 上美生小学校 | | | | | | | 0 |
| 芽室西小学校 | | | | | | | 0 |
| 芽室南小学校 | | | | | | | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(中学校)

| 学校名\学年 | 1年 | 2年 | 3年 | 計 |
|--------|----|----|----|---|
| 芽室中学校 | | | | 0 |
| 上美生中学校 | | | | 0 |
| 芽室西中学校 | | | | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 |

合計 0

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

| 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 |
|----|----|----|----|----|----|---|
| | | | | | | 0 |
| | | | | | | 0 |
| | | | | | | 0 |
| | | | | | | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(中学校)

| 1年 | 2年 | 3年 | 計 |
|----|----|----|---|
| 1 | | | 1 |
| | | | 0 |
| | | | 0 |
| 1 | 0 | 0 | 1 |

合計 1

令和3年度就学援助認定総括表

(令和3年6月8日現在)

| | |
|-------------|--------|
| 申請世帯 | 148 世帯 |
| 認定保留世帯 | 世帯 |
| 認定世帯 | 132 世帯 |
| 要保護世帯 | 1 世帯 |
| 準要保護世帯 | 131 世帯 |
| 経済的困窮世帯 | 52 世帯 |
| 児童扶養手当受給世帯 | 73 世帯 |
| 生活保護廃止世帯 | 1 世帯 |
| 町民税非課税・減免世帯 | 1 世帯 |
| 国民年金保険料免除世帯 | 2 世帯 |
| 生活福祉資金貸付世帯 | 2 世帯 |
| 不認定世帯 | 16 世帯 |
| 認定廃止世帯 | 世帯 |

◎9年間の認定世帯数等状況

| 年度 | 申請 | 認定 | 不認定 | 要保護 | 認定率 |
|----|-----|-----|-----|-----|------|
| 25 | 274 | 244 | 30 | 6 | 17.8 |
| 26 | 264 | 232 | 32 | 5 | 17.6 |
| 27 | 247 | 210 | 36 | 11 | 16.3 |
| 28 | 237 | 201 | 32 | 3 | 16.5 |
| 29 | 228 | 199 | 26 | 2 | 16.6 |
| 30 | 194 | 167 | 27 | 4 | 13.7 |
| 31 | 205 | 170 | 30 | 3 | 14.7 |
| 2 | 189 | 165 | 23 | 0 | 14.3 |
| 3 | 148 | 132 | 16 | 1 | 11.5 |

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

| 学校名\学年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 芽室小学校 | 5 | 9 | 11 | 10 | 15 | 17 | 67 |
| 上美生小学校 | | | | | | 1 | 1 |
| 芽室西小学校 | 6 | 4 | 9 | 4 | 4 | 9 | 36 |
| 芽室南小学校 | | | | | | | 0 |
| 合計 | 11 | 13 | 20 | 14 | 19 | 27 | 104 |

(中学校)

| 学校名\学年 | 1年 | 2年 | 3年 | 計 |
|--------|----|----|----|----|
| 芽室中学校 | 21 | 14 | 22 | 57 |
| 上美生中学校 | | 1 | 2 | 3 |
| 芽室西中学校 | 8 | 6 | 14 | 28 |
| 合計 | 29 | 21 | 38 | 88 |

合計

192

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

| 学校名\学年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| 芽室小学校 | 1 | 2 | 2 | 1 | 4 | 1 | 11 |
| 上美生小学校 | | | | | | | 0 |
| 芽室西小学校 | 1 | 3 | | | 1 | 1 | 6 |
| 芽室南小学校 | | 1 | | | 2 | | 3 |
| 合計 | 2 | 6 | 2 | 1 | 7 | 2 | 20 |

(中学校)

| 学校名\学年 | 1年 | 2年 | 3年 | 計 |
|--------|----|----|----|---|
| 芽室中学校 | 2 | 3 | 2 | 7 |
| 上美生中学校 | | | | 0 |
| 芽室西中学校 | | 1 | 1 | 2 |
| 合計 | 2 | 4 | 3 | 9 |

合計

29

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

| 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 2 | 2 | 7 | 3 | 8 | 13 | 35 |
| | | | | | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 3 | 2 | | 8 | 16 |
| | | | | | | 0 |
| 4 | 3 | 10 | 5 | 8 | 22 | 52 |

(中学校)

| 1年 | 2年 | 3年 | 計 |
|----|----|----|----|
| 11 | 8 | 9 | 28 |
| | 1 | | 1 |
| 5 | 3 | 6 | 14 |
| 16 | 12 | 15 | 43 |

合計

95

○要保護世帯

芽室西中学校 3年 1人

○生活保護廃止世帯

芽室小学校 4年 1人

6年 1人

○町民税非課税・減免世帯

芽室中学校 3年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 2年 1人

芽室中学校 2年 1人

3年 1人

○生活福祉資金貸付世帯

芽室中学校 2年 1人

3年 1人

芽室西中学校 1年 1人

3年 1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 5

報告第 9 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 3 年 6 月 2 4 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 6

報告第 10 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 3 年 6 月 24 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第7

議案第14号

芽室町不登校支援システム構築協議会設置規則制定の件

芽室町不登校支援システム構築協議会設置規則を制定しようとするものであります。

令和3年6月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町不登校支援システム構築協議会設置規則

(設置)

第1条 登校に困難を抱える児童生徒への支援に関して、芽室町立学校が組織的に対応し、必要に応じて保健、医療、福祉、労働等の様々な関係機関と連携し、複合的かつ総合的に支援を実施する施策の構築のために、芽室町不登校支援システム構築協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 芽室町不登校支援システムの構築
- (2) 芽室町不登校支援システムの定着に係る評価

(組織)

第3条 協議会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教諭
- (2) 登校に困難を抱える児童生徒への支援についての有識者
- (3) その他教育長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- (1) 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

日程第 8

議案第 15 号

芽室町不登校支援システム構築協議会委員委嘱の件

芽室町不登校支援システム構築協議会設置規則第 3 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 3 年 6 月 24 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町不登校支援システム構築協議会 委員名簿

【任期：令和3年7月1日～令和4年3月31日】

| 所属 | お名前 | 特記 |
|--------------|--------|------------|
| 芽室中学校 | 安齋 亮太 | 教頭 |
| | 近藤 弘樹 | |
| | 狩野 範子 | |
| | 服部 裕樹 | |
| 芽室小学校 | 佐藤 貴光 | 教頭 |
| | 野村 真実 | 主幹 |
| | 松木 秀英 | |
| | 石田 有美子 | |
| 芽室南小学校 | 日根野 郁代 | 教頭 |
| | 中島 六郎 | |
| | 安村 美幸 | |
| | 西川 麗子 | |
| 芽室西小学校 | 久保 忍 | |
| 上美生小学校 | 高橋 智子 | |
| 芽室西中学校 | 伊藤 史郎 | |
| 上美生中学校 | 海保 千晶 | |
| 音更町立音更中学校 | 千葉 孝司 | 有識者 |
| 発達サポート Hope | 八嶋 利永子 | 有識者 |
| 心のサロン Smiley | 佐々木 祥子 | 有識者 |
| 星槎国際高等学校 | 高橋 知行 | 有識者 |
| スクールカウンセラー | 鹿川 靖子 | |
| 芽室町子育て支援課 | 莖田 千春 | 地域コーディネーター |
| 芽室町子育て支援課 | 橋本 拓 | 発達心理相談員 |

日程第9

議案第16号

教育財産の所管換の件

教育財産を所管換しようとするものであります。

令和3年6月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

公有財産所属替 (所管換) 引継通知書

令和3年6月 日

都市経営課長 佐藤 季之 様

引 受 者 環境土木課長 橋本 直樹 ㊞

引 継 者 教育推進課長 有澤 勝昭 ㊞

次により公有財産 (行政財産、普通財産) を引継する。(引継いなので通知します。)

記

- 1 引継年月日 令和3年7月1日
- 2 引継理由 教育財産としての使用の見込がないため、教育委員会から環境土木課へ所管換しようとするもの
- 3 有償又は無償の理由 無償
- 4 その他の事項 なし
- 5 財産科目

| 新 科 目 | | | | | 旧 科 目 | | | | |
|-------|----|------|-------|----------------------|-------|----|------|-------|----------------------|
| 会計別 | 分類 | 種類 | 所属課 | 名称 | 会計別 | 分類 | 種類 | 所属課 | 名称 |
| 一般 | 土地 | 普通財産 | 環境土木課 | ピウカ川沿い緑地 (西小演習畑) 三角地 | 一般 | 土地 | 普通財産 | 教育委員会 | ピウカ川沿い緑地 (西小演習畑) 三角地 |

6 旧財産の表示

| 名 称 | 所 在 | 地番 | 地目又は構造 | 数量(m ²) | 価 格 | 備考 |
|----------------------|-----------|------|--------|---------------------|-----|----|
| ピウカ川沿い緑地 (西小演習畑) 三角地 | 芽室町西5条6丁目 | 1番地7 | 雑種地 | 1,298 | | |

- 7 有償の場合の当該支出科目
- 8 添付書類 公有財産が土地又は建物の場合にあつては、当該関係図面 (土地の場合は、実測求積図及び位置図、建物の場合は平面図配置図、位置図) を添付すること。

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。